

仕様書

1 借上目的

長崎県新規採用職員前期研修（※1）期間中において、対象職員を宿泊させるため、宿泊施設を借上げる。

※1：長崎県新規採用職員前期研修会場

長崎県庁行政棟（長崎市尾上町3番1号）

2 借上期間

令和8年3月31日から令和8年4月10日まで

(宿泊期間は令和8年3月31日から令和8年4月9日まで)

3 予想宿泊数

延べ 651泊（内訳は別紙一覧表のとおり）

4 借上条件

下記項目の全てを満たすこと。

- (1) 旅館業法第2条第2項において規定されるホテル営業を営んでいる宿泊施設であること。
- (2) 旅館業法第3条第1項による旅館業営業許可を有する宿泊施設であること。
- (3) 上記1の研修会場（長崎県庁行政棟）から徒歩による距離が2.0km以内に所在する宿泊施設であること。
- (4) 上記2の期間中、上記3の予想宿泊数の全てについて、シングルルーム（翌日の朝食込）を提供できること。借上期間中は、その借上げた宿泊施設において、県の指名する職員を宿泊させること。

なお、上記3の予想延べ宿泊数については、公告日現在で予想される宿泊数の上限であり、落札日以降において減じることがある。県は、変更が生じた場合は、随時速やかに落札者へ連絡する。

	3月31日 (火)	4月1日 (水)	4月2日 (木)	4月3日 (金)	4月4日 (土)	4月5日 (日)	4月6日 (月)	4月7日 (火)	4月8日 (水)	4月9日 (木)	計
1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
3	○	○	○			○	○	○	○	○	8
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
5	○	○	○			○	○	○	○	○	8
6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
11	○	○	○			○	○	○	○	○	8
12	○	○	○			○	○	○	○	○	8
13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
17	○	○	○	○			○	○	○	○	8
18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
24	○	○	○	○			○	○	○	○	8
25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
26	○	○	○				○	○	○	○	7
27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
31		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
33	○	○	○			○	○	○	○	○	8
34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
38	○	○	○			○	○	○	○	○	8
39	○	○	○			○	○	○	○	○	8
40	○	○	○			○	○	○	○	○	8
41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
42		○	○				○	○	○	○	6
43	○	○	○	○			○	○	○	○	8
44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
45	○	○	○			○	○	○	○	○	8
46	○	○	○			○	○	○	○	○	9
47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
51	○	○	○			○	○	○	○	○	8
52	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
53	○	○	○			○	○	○	○	○	8
54	○	○	○			○	○	○	○	○	8
55	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
57	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
58	○	○									2
59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
61	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
63	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
66	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
69	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
計	66	70	69	54	52	64	69	69	69	69	651